

自立支援教育訓練給付金



母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就業のために技術を身に付けることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

対象者(次のすべての要件を満たすこと)

1. 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあること。
2. 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
3. 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方であること。
4. 事前に母子自立支援員に相談があった方であること。
5. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと。



対象講座

☆雇用保険制度の
教育訓練給付の指定講座



支給額

受講のために本人が支払った費用の**60%**に相当する額を支給します。
ただし、**上限を20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給されません。**

対象講座事前相談

自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、事前相談が必要です。

受講対象講座指定申請

訓練給付金を受けようとする時は、「受講対象講座指定申請書」を受講開始日の14日以前に提出する必要があります。

